

職員の懲戒処分について

令和3年1月14日
市立旭川病院

本日付で、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和2年10月18日（日）午前10時19分頃、自動車を運転し、札幌方面から旭川の自宅に戻る途中、江別市内道央自動車道にて法定速度100km/h（高速自動車道）のところを151km/hで走行したとして、51km/hの速度超過による道路交通法違反を犯したものの。

2 当該職員 技術職員

3 処分の内容 減給1月 10分の1